

## 【直接応募 Direct Application】

奨学金等名称 Name of Foundation (or Name of Scholarship)		
<b>日中友好協会アリアケジャパン奨学金</b> <b>(Former Niwa Uichirou Scholarship)</b>		
募集人数 Number of Openings	全体 Total	本学よりの採用実績(前年度) Previous Year's Record
	若干名	通知なし
学生身分 Student Status	大学院	
学部・研究科 Department	社会科学系(法学、政治学、商学、経済学関係)	
国籍 Nationality	中国	
主な応募資格 Some of Eligibility Requirements	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中華人民共和国の国籍であること(日本国永住許可保持者は不可)</li> <li>・現在日本の大学の大学院に正規学生として在籍しており、2023年4月以降も在籍する私費留学生</li> <li>・留学生生活上経済的に援助を必要とする、学力優秀・身体健康である者。</li> <li>・1993年4月2日以降出生の者</li> <li>・奨学金の給付期間中、3カ月に1度、レポート提出と共に本協会(東京)で行われる面談に来られる者(交通費は自己負担)</li> <li>・奨学金の趣旨を理解し、将来、日本と中国のかけ橋となって国際社会に貢献する確たる目標のある者</li> <li>・日本語能力を有する者 <b>Japanese skills required.</b></li> <li>・2023年4月以降、他の団体から月額10万円以上の奨学金を受給しない者</li> <li>・本協会の広報活動に卒業後も参加できること</li> </ul>	
支給期間 Duration	1年間(延長不可)	
	始 From	2023年4月
	至 To	2024年3月
支給金額(月額) Monthly Amount		
70,000円		
応募書類受付期間 Application Period		
2022年11月14日(月)～2022年12月1日(木) ※必着		
応募書類提出先 Submit Application Documents to:		
〒111-0043 東京都台東区駒形1-5-6 金井ビル5F 公益社団法人日本中国友好協会 学金係		
問い合わせ先 Contact Information		
TEL: 03-5811-1521    FAX: 03-5811-1532    E-mail: shougaku@j-cfa.com		
特記事項 Note	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項および応募用紙は、下記URLより入手し、熟読の上、記入してください。 <a href="http://www.j-cfa.com/contact/scholarship/">http://www.j-cfa.com/contact/scholarship/</a></li> <li>・一般書留で協会へ直接応募書類を郵送してください。</li> <li>・必ず留学生課ホームページに掲載の「奨学金応募に関する諸注意」を確認してください。</li> </ul>	

掲示日: 2022/10/7

公益社団法人日本中国友好協会

2023年度 日中友好協会 アリアケジャパン奨学金 募集要項

(旧・丹羽宇一郎奨学金)

公益社団法人日本中国友好協会（以下、「本協会」という）では、「2023年度 日中友好協会 アリアケジャパン奨学金」（以下、「奨学金」という）の受給者を下記のとおり募集する。

1. 目的

この奨学金は、日本の大学院で学ぶ中国人私費留学生に対して奨学金を給付することで、彼らの経済的不安を緩和し、研究の成果があがるよう援助すること、また、日本と中国のかけ橋となる人材を育成することを目的とする。

2. 奨学金提供の趣旨

日本と中国のかけ橋となる人材育成のために、アリアケジャパン株式会社（\*）の協力を得て、（公社）日中友好協会が奨学金として提供するもの。

\*アリアケジャパン(株)…日本をはじめ、中国、欧州等、海外6ヶ所に生産拠点をもち、健康で豊かな食品文化の発展を支える天然調味料のリーディングカンパニー。  
(東証一部上場 資本金 70 億円)

3. 応募資格

- ① 中華人民共和国（以下中国）の国籍であること（日本国永住許可保持者は不可）。
- ② 2023年4月時点で日本の大学院に正規私費留学生として在籍している者（2023年4月に入学を予定している者を含む）。研究分野は社会科学系（法学・政治関係、商学・経済学関係 他）とする。研究生、オーバードクターは不可。
- ③ 2023年4月時点で在籍期間が1年以上あること。
- ④ 学力優秀・身体健康であり、かつ、留学生活上経済的に援助を必要とする者。
- ⑤ 1993年4月2日以降出生の者。
- ⑥ 奨学金の給付期間中、3ヶ月に1度、レポート提出と共に本協会で行われる面談に来られる者。（交通費は自己負担）。
- ⑦ 奨学金の趣旨を理解し、将来、日本と中国のかけ橋となって国際社会に貢献する確たる目標のある者。
- ⑧ 研究計画等を説明できる日本語能力を有する者。
- ⑨ 2023年4月以降、他の団体から月額10万円以上の奨学金を受給しない者。
- ⑩ 卒業後は近況報告（年1回程度）をし、本協会の広報活動等に参加できること。
- ⑪ 過去に本奨学金を受給していない者。

4. 募集人数  
若干名
5. 奨学金額  
月額 70,000円 (返済義務はなし)
6. 給付期間  
1年 (2023年4月～2024年3月) \*延長不可
7. 応募受付期間  
2022年11月14日 (月)～2022年12月1日 (木) (\*12月1日必着)
8. 応募方法 (いずれも応募する本人が登録、書類作成、発送すること)

最初に本協会ホームページの奨学金募集要項ページの「応募フォーム」で基本情報をもれなく登録すること。[\(https://www.j-cfa.com/project/scholarship/\)](https://www.j-cfa.com/project/scholarship/)  
(応募フォーム登録は応募受付期間のみ入力可能)



次に下記①～⑧の書類を本協会下記【応募書類送付先】へ一般書留にて郵送すること。応募書類の持ち込みは不可。(提出された書類は一切返却しない。)

- ①申請書 (日本語でもれなく記入すること)  
\*様式1～2をクリップ留め  
\*署名と様式2は手書き。その他はワープロ・手書きどちらでも可。
- ②推薦状 (指導教員が記入。署名以外はワープロ可。開封無効) \*様式3
- ③研究計画書 (2023年4月以降の研究内容・研究目標、卒業までのスケジュール、卒業後の計画。A4横書き、2枚以内、日本語、ワープロ使用)
- ④在学証明書 (4月から所属大学が変わる場合は、合格通知コピーも提出すること)
- ⑤成績証明書 (現課程のもの。但し、修士1年等で所属大学院から「成績証明書」が発行されない場合は、直近の大学 (中国の大学を含む) 学部の成績証明書を添えて、提出すること)
- ⑥住民票
- ⑦在留カードのコピー (両面)
- ⑧旅券コピー (顔写真の頁)  
\*①②の書類は規定の用紙のため、本協会の[ホームページからダウンロード](#)して使用すること。  
\*④～⑥は3ヶ月以内発行のもの。コピー不可。

### 【応募書類送付先】

〒111-0043 東京都台東区駒形 1-5-6 金井ビル 5F  
公益社団法人日本中国友好協会  
「日中友好協会 アリアケジャパン奨学金 係」

#### 9. 選考方法

本協会選考委員会において一次選考（書類選考）と二次選考（面接。但し一次合格者のみ）を行ない、受給者を決定する。

①第一次選考：書類選考

②第二次選考：面接試験…2023年3月上旬（第一又は第二土曜日）を予定  
会場：東京（交通費は自己負担）

#### 10. 選考結果通知

選考結果は下記のように通知するものとする。

①書類選考の合否通知…2023年1月25日（水）13時から2月1日（水）  
13時まで、合格者の受験番号を協会ホームページで発表する。合格者には別途郵送にて面接試験の詳細を連絡する。

②面接試験の合否通知…2023年3月中旬予定

\*電話などでの“採否”の問い合わせには応じない。

#### 11. 奨学金の給付

奨学金は、3ヶ月毎の面談の際、本協会にて現金を給付する。\*交通費は自己負担。

#### 12. 異動届出

休学、復学、転学、退学、転居等の異動がある場合、速やかに本協会に届け出ること。

#### 13. 奨学金の給付休止（又は停止）

奨学生が、次の項目のいずれかに該当すると認められた場合、奨学金の給付を休止（又は停止）する。

①傷病等により休学する場合

②3. の資格に違反しているおそれがある場合（事実関係が確認されるまでの間）

#### 14. 奨学金の給付打ち切り

奨学生が、次の各項のいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金の給付を打ち切るものとする。

- ①申請書の記載事項に虚偽が判明した場合
- ②傷病等のために就学の見込みを失った場合
- ③学業成績又は性行が不良となった場合
- ④3.の資格に違反していた場合
- ⑤休学の事由が不相当となった場合
- ⑥退学した場合
- ⑦その他本協会が奨学生として不相当と認めた場合

#### 15. 奨学金の返納

奨学金の給付後において、上記13又は14の事由が生じていたことが判明した場合には、すでに交付した奨学金の全部又は一部を返納させることがある。

#### 16. 個人情報の取り扱い

奨学金の応募書類に記載された個人情報は、選考の目的にのみ使用し、その他の目的には使用されない。

#### <問合せについて>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためテレワークを実施しております。お問い合わせは協会ホームページ「奨学金係(日中友好協会アリアケジャパン奨学金)問い合わせフォーム」からお願いします。電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

公益社団法人日本中国友好協会

<https://www.j-cfa.com>